事業・施設の安全性と環境性能をどう統制するか - 日本の法制度の限界と課題

福井秀夫 (都市開発研究所主席研究員)

登壇者

安念潤司(中央大学教授) 太田勝造(明治大学教授) 氷鉋揚四郎(筑波大学名誉教授) 白充(弁護士) 福井秀夫(都市開発研究所主席研究員) 細江守紀(九州大学名誉教授)

【趣旨】

原発、空港、廃棄物処理場、鉄道、工場、再開発、区画整理等、さまざまな事業は、 多くの場合土地利用に関する民事法、行政法の規律を受け、一定の安全性、環境水準等 の確保が図られる建前となっている。最終的に、民事訴訟では、騒音等に関する人格権 に基づく操業差止め、損害賠償請求など、行政訴訟では、事業の許認可等を捉えて、取 消訴訟、差止め訴訟などが想定されている。刑事罰によって適正性を確保する法的措置 が設けられることもある。

しかし、民間の交渉、民事訴訟、行政訴訟、刑罰によるインセンティブなどは、制度の建前ほどは容易に活用されない。交渉の前提となる基準の不存在・不明確、受忍限度論における客観的基準の不存在、差止めが許容される範囲が限定的、行政訴訟の原告適格、訴えの利益、公定力、出訴期間などによる制約等は、かなり個別性が強く、また、原理的にも難解であり、専門家とされる者の間でも見解が分かれる。

加えて、これらが、都市計画・建築学的にどのような評価を受ける価値を実現できているのか、経済学の資源配分の効率性ないし土地の有効利用基準、分配の公正基準に照らして適正さを確保できているのか、憲法 14 条の平等原則、同 29 条の財産権保障などの憲法的価値を適切に実現しているのか、等々については、十分な検証がなされていない。

このため、本企画では、法律、都市計画・建築規制、経済等の研究者、実務家の協業により、学際的な観点から、司法統制の隘路の解消のために何が必要か、包括的に検討することとする。

議論を通じて、理論の問題点、行政の問題点、立法の問題点、司法の問題点、制度や事業慣行を支える国民意識・規範の問題点等を重畳的に明らかにすることに努め、適正な安全性、防災性能、環境水準、市民住民の快適性などが確保された「土地の有効利用」(資源配分の改善)、人権・平等の貫徹(憲法的価値、所得再分配の公正)を図るための多様な方策を提示することとする。

【論点】

以下をテーマとして、司法統制の実務性を中心に討論し、対案を提示する。

- ・事業の手続き的統制
- 事業の内容の適切性の基準
- ・司法救済の不備の諸問題(民事・行政のキャッチボール、訴えの利益、出訴期間、差止めと損害賠償の違い、公定力理論の壁など)
- ・「憲法は滅ぶが行政法は残る」のでよいのか。19世紀プロイセン法、美濃部理論の呪縛
- ・行政は、常に公益の体現者か、「公定力」(裁判等で取り消されるまで、何人も、「行政 処分」が有効であることを承認せよ、との美濃部が唱えた法の根拠なき教義)がもたら す弊害
- ・行政・事業者と私人の対等性の欠落

ほか